

量子生命・医学部門規制支援審議会の設置について

令和3年4月1日
令03生(規則)第13号
最終改正 令和3年6月25日
令03生(規則)第58号

(設置目的)

第1条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務のうち、原子力規制委員会がその業務を共管する量子生命・医学部門（以下「部門」という。）が実施する規制に関連した研究及び業務（放射線の影響や防護に関する研究あるいは被ばく医療研究又は原子力防災に関連する研究及び業務。人材育成等を含む。以下、「規制関連研究等」という。）の中立性・透明性の確保に係る事項を審議するため、量子生命・医学部門規制支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、規制関連研究等を十分な中立性と透明性を保って実施するために量子生命・医学部門長（以下「部門長」という。）が定める自己規制基準の妥当性やその適切な運用について審議する。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、部門長が審議に必要な見識を有するものとして委嘱する外部委員をもって構成する。なお、委員の選任にあたっては主務官庁の確認を得ることとする。

2 審議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議会の開催)

第5条 委員長は1年に1回以上審議会を開催する。

2 委員長に事故がある場合又は審議会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 審議会は、委員長又は委員長代理のほか、委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 審議会の議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

- 5 緊急に審議が必要な場合その他委員長が必要と認める場合には、メールによる参加をもって審議会の開催に代えることができる。

(審議内容の報告等)

第6条 委員長は、審議会で審議した事項のうち、特に重要な内容に関して、部門長に報告しなければならない。

- 2 委員長は、審議会で審議し決定した事項のうち、部門の運営において改善が必要と認められる内容に関して、部門長に助言又は勧告することができる。

- 3 審議会の資料や審議結果は、機密事項を除き、公表する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、研究企画部研究企画グループが行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

第2条 量子医学・医療部門規制支援審議会の設置について(29放(規則)第3号)は、廃止する。

(施行日に引き続く委員の任期)

第3条 この規則の施行の際、現に「量子医学・医療部門規制支援審議会の設置について(29放(規則)第3号)」により委嘱されている委員は、この規則に基づく委員とする。

附則(令和3年6月25日 令03生(規則)第58号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年6月25日から施行する。